

## 施設の稼働状況

☑実績

平成 19 年 3 月末現在

	単位	受入量	処理量	(参考) 処理予定量
PCB 使用絶縁油	KL	1.2	1.2	約 81
PCB 微量混入絶縁油	KL	1,366	1,073	約 29,000

## 環境モニタリング結果

(試運転時の測定結果)

☑プロセス排気

測定年月：ポリ塩化ビフェニル、ダイオキシン類 H18 年 10・11 月  
ベンゼン H18 年 11 月

測定箇所	測定項目	単位	管理目標値	測定値
排気口 1 (PCB 分解棟)	ポリ塩化ビフェニル	mg/m <sup>3</sup> N	0.005 以下	0.000045
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.1 以下	0.000075
	ベンゼン	mg/m <sup>3</sup> N	50 以下	定量下限値 (0.0005) 未満
排気口 2 (リサイクル処理棟)	ベンゼン	mg/m <sup>3</sup> N	50 以下	定量下限値 (0.0005) 未満
排気口 3 (リサイクル処理棟)	ベンゼン	mg/m <sup>3</sup> N	50 以下	定量下限値 (0.0005) 未満

\* PCB およびダイオキシン類は、PCB 微量混入絶縁油および PCB 使用絶縁油処理の試運転時に調査会社 2 社で実施した測定値の中で高い値を記載している。

\* ベンゼンは、PCB 使用絶縁油処理の試運転時に実施した測定値を記載している。

\* 管理目標値の考え方

・ポリ塩化ビフェニル

法律による当該施設に係る排出基準がないため、「ダイオキシン類対策特別措置法」の焼却炉等におけるダイオキシン類の排出基準を参考にポリ塩化ビフェニル濃度へ換算した。

・ダイオキシン類

法律による当該施設に係る排出基準がないため、「ダイオキシン類対策特別措置法」における焼却炉等への排出基準による。

・ベンゼン

法律による当該施設に係る排出基準がないため、「大気汚染防止法附則第九項の規定に基づく指定物質抑制基準（平成 9 年環境庁告示）」におけるベンゼン蒸留施設などへの基準値による。

\* 排気口 1・・・抜油設備，PCB 分解設備の排気

排気口 2・・・抽出中和槽の排気

排気口 3・・・静置分離槽，乾燥機，2-処理済油タンクの排気

☒大気

測定年月：ポリ塩化ビフェニル，ダイオキシン類 H18年10・11月  
ベンゼン H18年11月

測定項目	単位	環境基準値	測定値
ポリ塩化ビフェニル	mg/m <sup>3</sup> N	0.0005	0.0000012
ダイオキシン類	pg-TEQ/m <sup>3</sup> N	0.6(年平均)	0.17
ベンゼン	μg/m <sup>3</sup> N	3(年平均)	3.2

\*PCB およびダイオキシン類は，PCB 微量混入絶縁油および PCB 使用絶縁油処理の試運転時に調査会社2社で実施した測定値の中で高い値を記載している。

\*ベンゼンは，PCB 使用絶縁油処理の試運転時に調査会社2社で実施した測定値の中で高い値を記載している。

☒水質

〔雨水排水〕

測定年月：H18年12月

測定項目	単位	排水基準値	測定値
水素イオン濃度(pH)	—	5.0以上9.0以下	8.5
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	160以下	2.7
浮遊物質(SS)	mg/L	200以下	1
ホルムアルデヒド抽出物質	mg/L	5以下	定量下限値(0.5)未満
カドミウム	mg/L	0.1以下	定量下限値(0.001)未満
シアン	mg/L	1以下	定量下限値(0.1)未満
有機リン	mg/L	1以下	定量下限値(0.1)未満
鉛	mg/L	0.1以下	定量下限値(0.005)未満
六価クロム	mg/L	0.5以下	定量下限値(0.04)未満
ヒ素	mg/L	0.1以下	定量下限値(0.005)未満
総水銀	mg/L	0.005以下	定量下限値(0.0005)未満
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	定量下限値(0.0005)未満
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	定量下限値(0.0005)未満
ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	定量下限値(0.002)未満
四塩化炭素	mg/L	0.02以下	定量下限値(0.0002)未満
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	定量下限値(0.0004)未満
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2以下	定量下限値(0.0002)未満
シス-1, 2ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	定量下限値(0.004)未満
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	定量下限値(0.0005)未満
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	定量下限値(0.0006)未満
トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下	定量下限値(0.002)未満
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	定量下限値(0.0005)未満
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	定量下限値(0.0002)未満

チウラム	mg/L	0.06 以下	定量下限値(0.0005)未満
シマジン	mg/L	0.03 以下	定量下限値(0.0003)未満
チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下	定量下限値(0.001)未満
ベンゼン	mg/L	0.1 以下	定量下限値(0.001)未満
セレン	mg/L	0.1 以下	定量下限値(0.002)未満
フッ素	mg/L	15 以下	0.5
ホウ素	mg/L	230 以下	定量下限値(0.01)未満
アンモニア等化合物	mg/L	—	0.5
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10 以下	0.91

\* 排水基準は、「排水基準を定める省令」による。

\* 生物化学的酸素要求量(BOD) ・ ・ 水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、河川の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標

\* 化学的酸素要求量(COD) ・ ・ 水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標

\* ノルマルヘキサン抽出物質 ・ ・ 水中の「油分等」を表す指標で、溶媒であるノルマルヘキサンにより抽出される不揮発性物質のこと。

〔海域〕

測定年月：H18年11月

測定項目	単位	環境基準値	測定値
水素イオン濃度(pH)	—	7.8 以上 8.3 以下	7.7~7.9
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	3 以下	2.2
浮遊物質(SS)	mg/L	—	4
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	検出されないこと	定量下限値(0.5)未満
カドミウム	mg/L	0.01 以下	定量下限値(0.001)未満
シアン	mg/L	検出されないこと	定量下限値(0.1)未満
有機リン	mg/L	—	定量下限値(0.1)未満
鉛	mg/L	0.01 以下	定量下限値(0.005)未満
六価クロム	mg/L	0.05 以下	定量下限値(0.04)未満
ヒ素	mg/L	0.01 以下	定量下限値(0.005)未満
総水銀	mg/L	0.0005 以下	定量下限値(0.0005)未満
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	定量下限値(0.0005)未満
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	定量下限値(0.0005)未満
ジクロロメタン	mg/L	0.02 以下	定量下限値(0.002)未満
四塩化炭素	mg/L	0.002 以下	定量下限値(0.0002)未満
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 以下	定量下限値(0.0004)未満

1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02 以下	定量下限値(0.002)未満
シス-1, 2ジクロロエチレン	mg/L	0.04 以下	定量下限値(0.004)未満
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	1 以下	定量下限値(0.0005)未満
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 以下	定量下限値(0.0006)未満
トリクロロエチレン	mg/L	0.03 以下	定量下限値(0.002)未満
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	定量下限値(0.0005)未満
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 以下	定量下限値(0.0002)未満
チウラム	mg/L	0.006 以下	定量下限値(0.0005)未満
シマジン	mg/L	0.003 以下	定量下限値(0.0003)未満
チオベンカルブ	mg/L	0.02 以下	定量下限値(0.001)未満
ベンゼン	mg/L	0.01 以下	定量下限値(0.001)未満
セレン	mg/L	0.01 以下	定量下限値(0.002)未満
フッ素	mg/L	—	1.1
ホウ素	mg/L	—	3.8
硝酸性窒素及び亜硝酸窒素	mg/L	10 以下	0.28
アンモニア等化合物	mg/L	—	0.5
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1 以下	0.095

\* 調査会社2社で実施した表層と中層の測定値の中で高い値を記載している。(ノルマルヘキサン抽出物質は表層のみ) ただし、水素イオン濃度(pH)については、値の高低(アルカリと酸性)両側を示す必要があり幅で記載している。

☒騒音

測定年月: H18年11月

時間の区分	単位	規制基準値	測定値
朝夕	dB	70	60
昼間	dB	70	62
夜間	dB	60	60

\* 測定値は、敷地境界の測定地点4個所のうち1個所は隣接が工場であり、住居地域側3個所の中で高い値を記載している。

\* 測定値には、車等の周辺騒音を含んでいる。

\* 規制基準値は、「騒音規制法」による。

\* 時間の区分  
朝 6時～8時  
昼間 8時～18時  
夕 18時～22時  
夜間 22時～6時

☒振動

測定年月：H18年11月

時間の区分	単位	規制基準値	測定値
昼間	dB	65	41
夜間	dB	60	42

\*測定値は、敷地境界の測定地点4個所のうち1個所は隣接が工場であり、住居地域側3個所の中で高い値を記載している。

規制基準値は、「振動規制法」による。

\*時間の区分 昼間 7時～19時  
夜間 19時～7時

☒悪臭

測定年月：H18年10月

測定項目	単位	規制基準値	測定値
臭気排出強度	m <sup>3</sup> N/min	216,000	8.1未満

規制基準値は、「悪臭防止法」による。

【単位について】

\*単位 mg/m<sup>3</sup>N の N とは？・・基準とする状態を標準状態(ノルマル：1気圧, 0℃)といい、標準状態での値であることを示す。

\*単位 ng-TEQ/m<sup>3</sup>N の TEQ とは？・・毒性による評価を意味しており、ダイオキシン類の中でもっとも毒性の強い四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性を1として、他のダイオキシンの毒性の強さを換算して評価した値を表す。

【環境モニタリング調査地点】

